

川崎市地域自立支援協議会について

(川崎市地域自立支援協議会運営の手引き (確認事項))

作成：平成25年3月28日

はじめに

- ・地域自立支援協議会の意義は、「人と人とをつなぐこと」、「地域で暮らし続けられるまちを作るためのしくみを発案して実働していくこと」、「そして、障害の関係者以外の人ともつながること」があります。
- ・協議会運営の特徴として、「要求とそれを受け止める」といった関係性ではなくて、それぞれの立場の方達が、同じテーブルに座って、一緒に汗をかきながら考え、知恵を出し合い、動いていくということにあります。
- ・自分の所属の立場に拘束されず、無責任になりすぎずに、率直な話し合いができて、何かが変わっていく夢や希望を持てる会議体にしていく意識をもって参加することが大切です。
- ・また、当事者が参加することで支援者同士では表出されないような課題も新しく出てくることも常に念頭におく必要があり、当事者が持つ思いこそが障害者を支援する人々の最も重視すべきことであることを認識し、ともにすみやすいまちを作っていく活動が協議会の特徴になります。

【この手引きの位置づけ】

- ・自立支援協議会が活性化するような運営をどのようにしたら良いのか、年度当初に構成員が代わることで協議会の一体感が薄れてしまい、改めて上記の協議会の役割を浸透させるまでに時間がかかる、構成員も自分の所属業務もあることから協議会出席を負担に感じるような意識となってしまうことをどうしたらよいか、といった声が毎年のように聞かれます。
- ・そこで、これまでの協議会運営の経験をふまえ、協議会の発展を継続させていくために必要な事項、共通で認識しておくべきことを手引き(確認事項)として整理します。

1. 区地域自立支援協議会

(1) 役割と運営の視点

○生活上での課題から議論していくボトムアップ型の会議

- ・障害のある方が、日常の生活で、「こんなことに困るな…」、支援者が「支援を行う時にこんなことに行き詰ったな…」という支援の中で見えてくる生活の課題、困り感、地域特性や地域の課題も個々の支援から見えてきます。それらを解消するために、協議会構成員で共有します。情報交換することで解決することもあります。

○話し合い、共有し、行動する

- ・なぜ困るのか、なぜ支援に行き詰まるのか、全体で共有したことを「区の課題整理表」にまとめて、障害のある方を支えるための「地域にある資源」と対比させて、協議会構成員が個々の立場を超えた同じ立場で、協議会自身が地域に働きかけて「我々の住むまちを変えていく、作っていく」役割を協議会が担っていきます。
- ・普段の困り感を解消する過程を経る中で、人が動く、制度も改善していく、障害のある人への理解も深まる、まちも変わっていく、という動き(コミュニティワーク)を通じて、明日の住み良いまちを目指していきます。
- ・このように、協議会は、「既存の制度にとらわれずに、その人の生活をよりよくしていくため、地域で安心して暮らしていくために、多面的な視点で課題を見て、知恵を出し合って、アイデアを生み出す場」として機能していきます。

(2) 目標の設定

- ・協議会運営を活性化させるために、目標を設定することも有効な手段です。
- ・この目標が具体的であるほど、モニタリングもしやすくなる反面、個別化しやすいことから他の課題を排除してしまうことも考慮する必要があります。
- ・例えば、5年後の地域像を見据えて、やや抽象的なまちのあるべき像を描いて、そこに至るまでの単年度で取り組む重点的な目標を具体的に策定する手法も有効です。
- ・目標を設定した後は、年度末に評価して、活動を否定するのではなく、次の活動につなげるような意見を出し合うことが必要です（協議会の活動に失敗はありません！）。

(3) 構成員

○まちに出て、人と交流する中で、地域を変えていく構成員

- ・(1)の協議会の役割で示したとおり、区協議会は机上だけの議論だけでなく、まちに出て、人と交流する中で、地域を変えていく役割が必要とされます。
- ・そのためには、集まった構成員が立場を超え同じ立場で、ともにアイデアを出し合い、実働できる人で構成していく必要があります。

○協議会へ参加しやすい形で、多くの人が関わる会を目指す

- ・協議会を運営する際、最新情報（制度）を得る、交換する、支援の現場、生活の現場で表出する課題を出し合うなど、全体で集まって協議しておくべきときに関わって欲しい構成員、専門部会などテーマごとに検討する際だけでも関わって欲しい構成員が想定されます。
- ・区地域自立支援協議会構成員は、次のとおり構成することを基本としますが、協議会の運営が活性化するために、地域の実情に応じて変更していくことも可能とします（区協議会の中で要領を定めておくこと）。

○区協議会構成員の考え方

- ① 基幹相談支援センターと区役所を最も中心的な構成員（事務局）とし、地域相談支援センターの構成員とともに、区協議会の企画運営を行う。
* 基幹相談支援センター主任相談支援専門員とともに、区役所障害者支援担当の係長も活動内容を把握しておくこと。
 - ② 区協議会全体で情報を共有する、課題を出し合い、共有し、実働していく構成員（当事者とその家族、施設、学校、専門機関など）
 - ③ 区協議会が設置する専門委員会は、多様な委員の参加を求めることとし、区全体会議で決定する。
 - ④ その他、区全体会議及び専門委員会において、随時必要なときに関係者に意見を聴くことができる
- ・大切なことは、協議会の活動が活性化することで、まちが変わっていく、生活が変わっていくことを目的に、「障害領域を超えて、地域を作っていく、変えていくという意識を持って関わっていく」構成員を各区協議会で検証して構成していくことです。

(4) 課題抽出方法

○課題の抽出

- ・区協議会の活動の原点は、日々の生活の場で生じる課題、困り感です。これらの課題を整理し、共有して、解決に向けて動き出すことが協議会の特徴のひとつです。
- ・全ての課題や困り感をいっせいに解決することは難しいのが現実ですが、同様の状況にある人同士が情報交換をする中で解決すること、地域に働きかけていく活動を通して解決すること、制度を変えていかなければ解決しないことなど、様々です。

○課題整理表の作成

- ・これらの課題や困り感を、区協議会を運営する際に、一覧表として整理して、「今、わがまちにはどのような課題があるのか。何が足りないのか」を見えるようにしておき、解決に向けて協議会をマネジメントしていくことが、協議会の今いる立ち位置を認識して活動していくために必要です。
- ・個々の実践で感じた課題が、地域の課題であるという視点を持つこと、課題整理表を活用し、構成員が共通の課題を検討し、地域課題に対し、解決に向けて協議していくことが大切です。
- ・そこで、次のような課題抽出方法を参考に、各区協議会で課題整理票を一覧表にして、他区協議会及び市協議会さらには地域に住むまちの人々に説明できるよう整理しておきます。

(課題抽出方法 (参考))

- ・①照会・回答方式、②意見を口頭でも良いので出し合って全体でまとめていく方式、③サービス調整会議で浮き彫りになっていく方式などがあると想定されます。
- ・まずは、地域で感じた課題・問題については、会議でとりあえず発信してみる、発信できる環境を作っておきます。そのために、人の意見を否定しないことや常に前向きに考えていく意識を持つておくこと、実際に困っていることがあるのだから、そこをないがしろには絶対にしないことといった意識が必要です。
- ・課題提出者が自分で記載して提出する、初めの一步のエネルギーは相当なものがあります。課題提出すること自体が億劫とならないような配慮をしながら、区協議会運営の中心構成員が課題の抽出を引っ張っていく役割を担いながら、全体で共有していく方法を模索します。
- ・課題一覧表と併せて、「地域資源の状況把握マップ」のような資源を把握できる情報も整理しておきます。これらの対比によって、何が不足しているのか、資源を開拓していくべきポイントは何かなどが見えていきます。

(5) 広報・交流

○様々な媒体を通じて、地域に広く活動を共有する

- ・地域をつくるには、協議会での活動を広く知ってもらう必要があります。また、知ってもらうためには、協議会活動自体が活性化していれば関心も高くなっていくでしょう。
- ・協議会の活動内容をホームページやニュースレターなどにより、協議会の活動に興味を持ってもらえるような内容で、こまめに地域に情報提供していきます。
- *このときに、活動内容を細かく記載されても読み手の気持ちを反映したものにはなりません。なぜ、そのような課題や困り感を感じて、どのように議論して、何が不足しているのか、広報物の読み手となる人に何を求めているのかということを意識しながら、報告ではなく協議会の課題意識・考え方を伝えることを基本にして、作成することが必要です。
- *ここでの広報活動が、地域を変える一步になる力を持っていることを念頭に置きながら作成します。
- ・また、同じように「まちづくり」行っている各区に設置されているまちづくり協議会などの団体と積極的に交流することで、相互に活性化するような関係を作っていくことも大切です。

2 市地域自立支援協議会

(1) 役割と運営の視点

○区協議会での課題から議論していくボトムアップ型の会議

- ・区協議会同様に、協議していく事項は、支援の現場で起きる課題を起点とするボトムアップ型の会議体であることを大切に運営する。

【役割】

- ・各区協議会で抱えている困り感や課題を市全体で共有していく役割。
- ・区間の連携（情報交換、良いところを学ぶなど）を図る役割。
- ・区の課題を集約し、市協議会として課題解決に向けた協議を行い、制度化する必要があるものは専門部会を設置して集中的に協議するなどの手法により、市や関係機関に提案していく役割。
- ・障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた障害者等の支援体制の整備を進めるために、障害福祉計画の評価を行う役割。

*以上の役割を果たすために、区協議会での課題一覧表と資源マップをもとに地域の資源とニーズとのギャップを把握しておく。

(2) 目標の設定

- ・具体的な目標設定を行えばより目指すべき位置が明確になり意欲も高まる一方、内容によっては構成員が変わることにより目指したい方向が変わってしまうリスクもあります。
- ・5年程度の期間を見据えて、抽象的な目標を策定するとともに、今年度は協議会としてここを目指すというものはっきりさせるという目的で、単年度での具体的な目標を設定します。

*目標設定は、年度末に粗い案を考えておき、翌年度4月に新構成員で確定させます。

(3) 各会議の役割

ア. 全体会議

A. 全体会議に求められる役割

- ① 事務局会議提案についての協議
- ② 各専門部会での協議の調整・検討
- ③ 各区協議会での検討事項で市協議会として決定すべき事項の協議
- ④ 障害福祉計画の評価
- ⑤ その他、市協議会として取り上げるべき事項の協議

B. 全体会議運営の視点

- ・協議会の活動らしく、現場で起きている課題に対して活発な議論がしやすい形にする。
- ・全体会議は、個人情報配慮の内容以外について、広く傍聴可とします。
- ・資料の用意の関係から事前に区協議会代表を通して申し込むこととします。

C. 全体会議構成員

- ①市地域自立支援協議会会長
- ②専門部会の代表
- ③区協議会又は市協議会に構成員などで参加した経験のある当事者及びその家族
- ④福祉サービス提供事業関係者
- ⑤市自立支援協議会事務局会議構成員
- ⑥その他、事務局会議が推薦する者

※会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

による構成を基本とし、任期は2年以内とする。

D. 開催スケジュール

- ・年4回程度の開催として、1回目を専門部会の設置の検討、2回目以降を専門部会での活動報告、協議、まとめを行っていく。

イ. 事務局会議

A. 事務局会議の役割

- ①市協議会の運営（進捗）管理→活力を産み出すようなアイデアを出し合う雰囲気
- ②区協議会の課題整理→市で取り上げるべきことを抽出、区間での情報交換などの指南役
- ③広報→対外的に活動内容を知ってもらう役割
- ④連絡会議の企画・実施
- ⑤専門部会の設置提案→課題整理から設置に向けたまとめをしていく

B. 事務局会議構成員

- ・会長、市担当、各区基幹相談支援センターの主任相談支援専門員

C. スケジュールについて

- ・毎年度協議のうえ決定する。

D. 会議の運営方法

- ・市の担当と基幹相談支援センター主任相談支援専門員が協働して運営する。
- ・事務局会議は、協議会構成員に限り傍聴可とし、資料の用意の関係から事前に区協議会代表を通して申し込む。
- ・市協議会運営にあたり、真に必要な議論ができていないか常に意識しながら、会議の運営の方法、活性度合いを気にして、必要なことは随時変えていくことで活力のある会議にする。
- ・事務局会議の役割を果たすために、次のグループを構成する。

①グループ：区の課題を整理・調整するグループ

→a 市協議会で検討する事項を協議していく役割

b 表出されている課題をどう解決に向けて整理していくか交通整理する役割、

c 新しく表出された課題の整理と管理を行う役割

②グループ：連絡会議の企画・実施

③グループ：広報

ウ. 専門部会

- ・取り上げるテーマは、原則、区協議会から市協議会で共有した課題から市事務局会議で課題整理し、全体会議で協議のうえ設置する（ボトムアップ型）。
- ・専門部会は、当該年度内の出来る限り早期に活動が開始できるよう協議する。
- ・制度検討に関わるようなテーマの場合、市担当者も部会の構成員として何かしらの形で関わるようにする。
- ・部会構成員以外に、随時必要なときに意見を聞くことのできる人を呼べるような体制とする。

エ. 連絡会議

A. 連絡会議の役割

- ①各協議会で検討してきていることを市内全体で共有することにより、他の方（区）が活動していることを知り、自分のところにも持ち帰り、かつ構成員以外の方にも発信する。
- ②行政報告（制度変更の周知等）
- ③研修形式（各構成員間の共通テーマ）

B. 連絡会議の性質

- ・原則、年4回程度の開催として、必要に応じて回数を変更する。
- ・原則、協議会構成員以外の参加も認めるオープン型の開催とする。

- ・開催形式として、シンポジウム形式、意見の表出形式などが想定されるが、これまでの協議会周辺での議論の深まり具合などから、テーマによって効果が得られやすい手法を事務局会議で協議して決定する。

C. 会議の企画担当

- ・企画は事務局会議から2名担当を割り振り＋市担当で構成

D. 企画スケジュールイメージ

- 4か月前：テーマの決定（事務局会議で区協議会からの声も反映しながら決定）
- 3か月前：プログラム案検討・協議→出演者への打診
- 2か月前：プログラム案検討・確定→広報
- 1か月前：当日準備

（4）広報・交流

- ・協議会活動の報告だけでなく、協議会の課題意識・考え方を伝えることを意識して行い、具体的には、事務局会議広報担当で企画していく。
- ・障害のある方のすみやすいまちを作っていく活動を行っている会議体とも交流して、相互に活性化するような関係を作っていくことも大切です。

3 市地域自立支援協議会と区地域自立支援協議会の関係性

（1）情報交換

ア. 区協議会→市協議会

- ・課題整理票をもとに、区協議会でどのような着目点でどのような活動を行っているか、事務局会議課題整理グループを中心に整理し、全体で共有する。
- ・区協議会ホームページにも、随時活動内容を更新することで、他区でも活動内容を共有できるようにする。

イ. 市協議会→区協議会

- ・事務局会議構成員から、活動内容を区協議会に伝達するとともに、市協議会各会議の活動内容についても、資料を添付のうえホームページ上で更新していく。

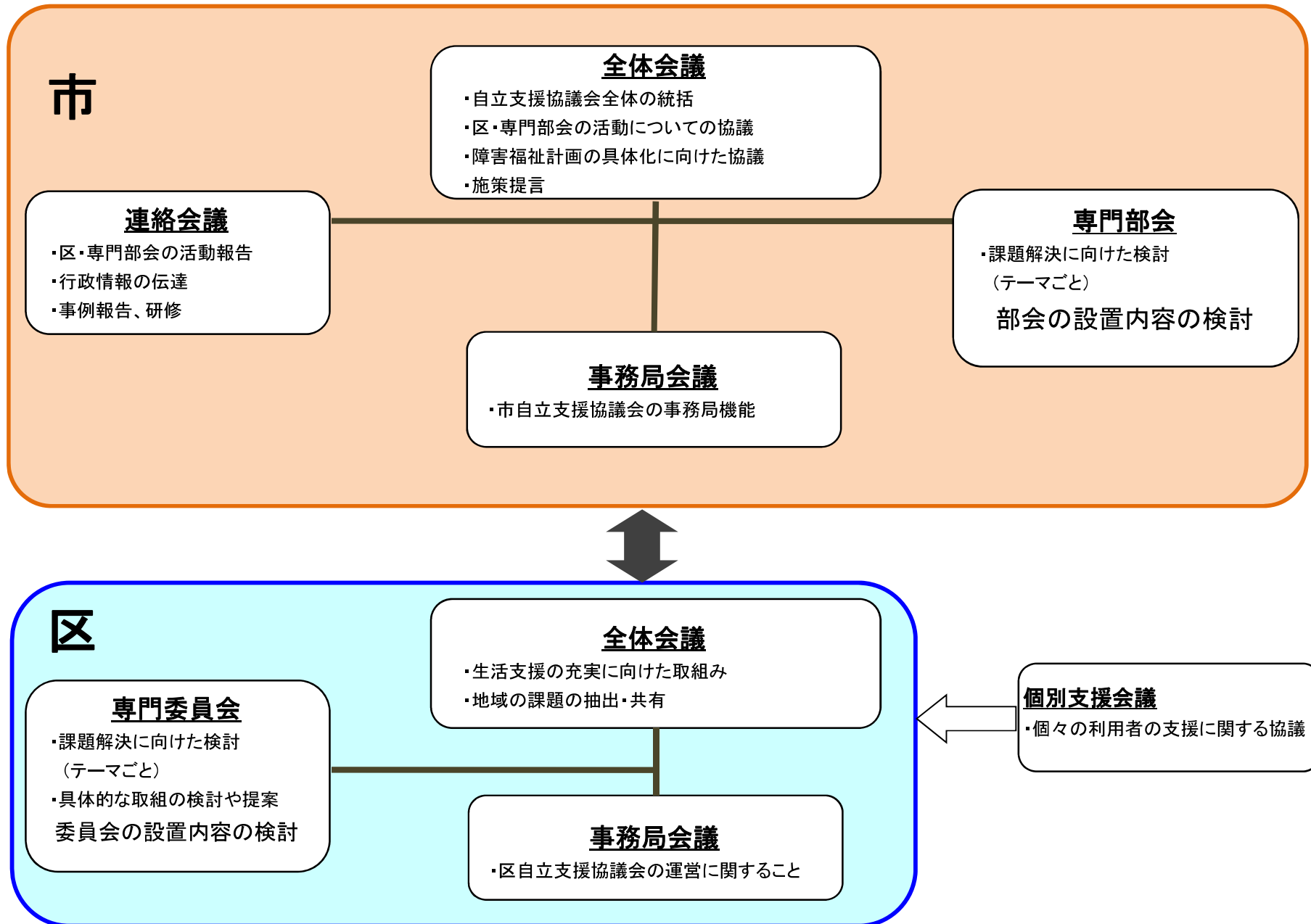
（2）課題の全体共有

- ・課題整理票をもとに、事務局会議課題整理グループで市協議会で検討すべき課題を整理する。
- ・市協議会で取り上げるべき際は、「市協議会の場で他区協議会も含めて課題を“共有”する、他区とも連携できる」という考え方を持つ。
- ・市協議会で取り上げていくテーマに限りがあることから、重要度と緊急度のマトリックス分析等の手法により整理していく。
- ・市協議会で共有したものは、会長も含めて協議し、市協議会の中での課題の取り上げ方も含めて方針を示す。

4 本手引きの見直し

- ・自立支援協議会活動の活性化を図っていくため、適宜、本手引きの内容の見直しを行っていく。

平成25年度の地域自立支援協議会の体制



平成25年度の各会議の役割・構成

		役 割	構 成
市	全体会議 (年間3回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会全体の統括 ・ 区・専門部会の活動についての協議 ・ 障害福祉計画の具体化に向けた協議 ・ 施策提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関 ・ 学識経験者 ・ 保健福祉センター ・ 専門部会代表 ・ 当事者及び家族 ・ 基幹相談支援センター ・ 障害保健福祉部 ※15名程度
	事務局会議 (月1回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市自立支援協議会の事務局機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 ・ 各区基幹相談支援センター ・ 障害計画課、こども福祉課 ※12名程度
	専門部会 (月1回～年4回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決に向けた検討(テーマごと) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関 ・ 学識経験者 ・ 保健福祉センター ・ 当事者及び家族 ・ 相談支援センター ・ 市(所管課) ※10～20名程度
	連絡会議 (年間4回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区・専門部会の活動報告 ・ 行政情報の伝達 ・ 事例報告、研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会構成員 ※100～200名程度
区	全体会議 (月1回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の支援体制構築に関する協議 ・ 地域の課題の抽出・共有 ・ 社会資源の開発・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関 ・ 相談支援センター ・ 当事者 ・ 保健福祉センター等 ※15～25名程度
	事務局会議 (月1回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区自立支援協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援センター ・ 保健福祉センター等 ※4～8名程度
	専門委員会 (月1回～年4回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決に向けた検討(テーマごと) ・ 具体的な取組の検討や提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関 ・ 相談支援センター ・ 当事者 ・ 保健福祉センター等 ※10名程度